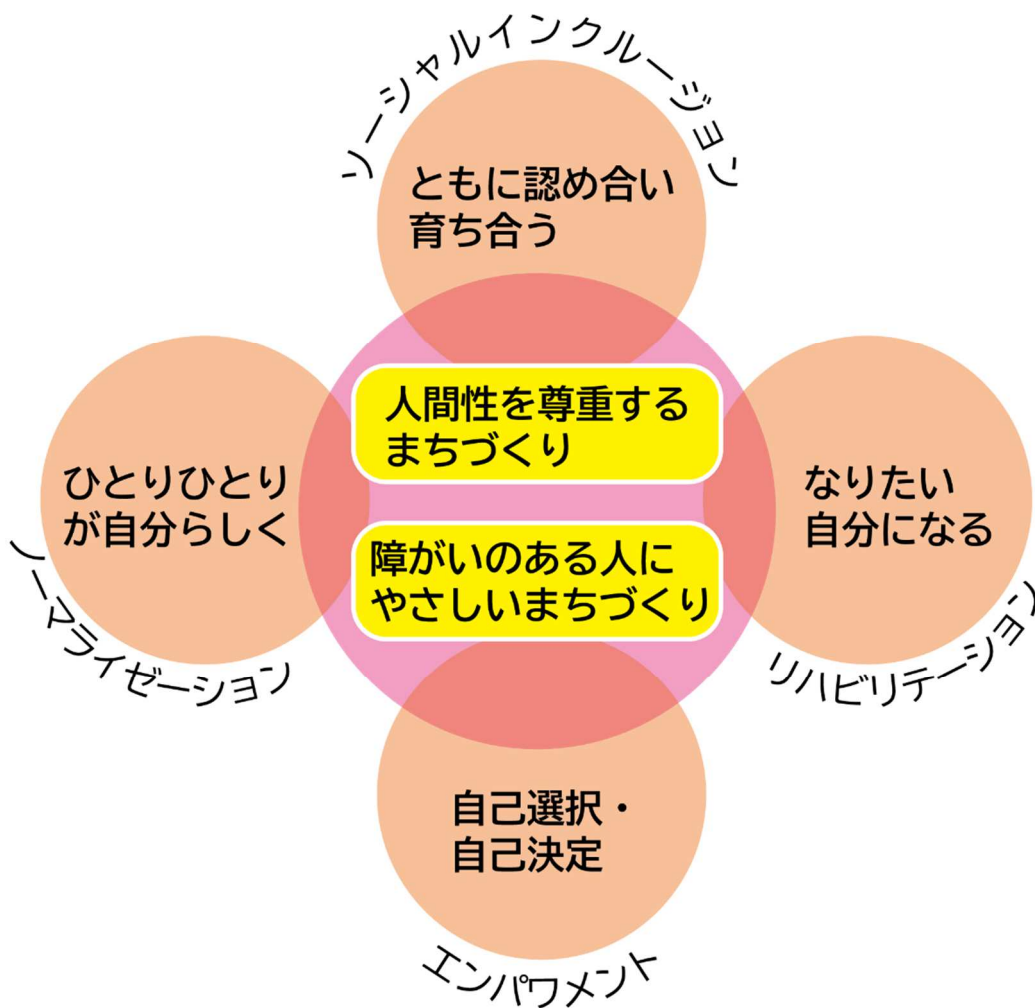


1. 基本理念

「ソーシャルインクルージョン」「エンパワメント」「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の4つを基本理念として定めます。



2. 施策の方向性

基本理念の実現をめざすために、施策の方向性を定めます。

共助・共生社会の実現

障がいやさまざまなハンディを持つ人と共に支え合いながら、ひとりひとりの人権を擁護し、よりよい環境を育む共助・共生社会の実現をめざし、地域で暮らしたいと望む人すべてが暮らし続けていくことができるような地域づくりを推進します。

○当事者参加による施策の推進

共に生きることや自己決定を支えるという観点でみると、各種の施策の決定や実施に当事者自身が参加することが重要となってきます。

また、真に当事者のニーズに合った施策を効果的かつ効率的に行っていくためには、当事者の自立生活に対する意識や能力を高めていくことが不可欠です。

今後も引き続いて当事者がさまざまな場面で参加することができるような機会を増やし、当事者本人が障がいを持つ人を支援し、共に支え合う社会づくりをめざします。

○障がいのある人の人権尊重と自立や社会参加の促進

誰もが同じように生活できる社会をつくっていくというノーマライゼーションの理念は、福祉のまちづくり全般にわたる基本的な考え方として位置づけられます。

ひとりひとりの人権尊重を基本として、すべての人が共に生きる社会の実現をめざします。

このため、物理的なバリアフリーの推進とともに、「意識のバリアフリー」「情報・コミュニケーションのバリアフリー」を推進し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ります。

○真に自立することをめざした施策の展開

ノーマライゼーションの理念に基づく自立は、自己決定を尊重し、支援を受けながら自立するという考え方に基づくものです。本人が自ら選択することを基本として、障がいや生活の状況に応じた適切な援助を行っていくことが求められます。

このため、本人が地域で役割と責任を持ちながら、自ら望む生活を選択し決定することができる社会の実現をめざし、それぞれの障がいの状態やニーズに応じた支援を行うことができる体制をつくります。

○市民参加による施策の推進

障がいのある人の生活の充実のためには、フォーマルな公的サービスを充実するだけでは十分ではありません。

公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア、NPO等が実施しているさまざまなサービスを促進し、地域全体で自立を支えるための事業を育成する必要があります。地域住民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、住み慣れた地域で共に生きる社会の実現をめざします。

○総合的・継続的な施策の推進

障がいのある人に関する施策はライフステージ全般の幅広い分野に広がり、多くの法律や制度に基づいて実施されています。こうした制度などの違いが、生涯を通じた支援を難しくしているという面もみられます。

利用者本位の支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅など、各分野の専門的機関等が相互に連携を図りながら、総合的な支援の展開を図るとともに、各ライフステージを通じた継続性のある施策を実施していきます。

3. 基本目標

施策の方向性を踏まえ、具体的な施策を展開するために、5つの基本目標を定めます。

(1) 共に認め合い、育ち合うまちづくり

地域には様々な人が暮らしています。誰もが地域の一員です。地域で暮らす人が「互いに認め合い」「共に育つ」ことにより、そのつながりの中で自然に気づき合い、気軽に安心して相談し合えるまちづくりを行います。

あいさつから始まる出会いの中で、自分のことを知ってもらい、相手のことを理解し合う関係を作るとともに、お互いの違いを認めあい、差別を生まないような地域づくり人づくりを行います。

また、「その人らしさ」が地域の中で理解されるよう、障がいのある人への理解を深めるための啓発事業を推進していきます。

(2) 本人に合ったはたらく場の整備・充実

いろんな「はたらかたい」気持ちを応援し、就労を通じて社会とつながるきっかけづくりを行います。

やりがいをもってはたらくことができるよう、生活支援・余暇支援を含めて、地域の中で就労を支える関係づくりを行います。

本人が少しずつステップアップしていけるような流れをチームで支援することにより、安心安定した就労を保障し、地域に元気を発信していけるようなまちづくりをめざします。

(3) 暮らす場、過ごす場となるための地域づくり

障がいのある人が地域で生き生きと生活するためには、本人だけでなく、その家族を含めた暮らしやすさを支援するとともに、将来を見据え、「互いの夢」を実現していけることが必要不可欠です。「本人」だけでなく「家族」の暮らしの変化や、高齢化の中でも「地域」で暮らし続けるためには、グループホームなどの安心して「暮らす場」の整備や、自分らしく「過ごす場」としての日中活動の場の整備も必要です。

行政・事業者・地域が連携し、多様化するニーズに応えることのできる、「暮らす場」「過ごす場」の確保に努めるとともに、それを支える支援体制を整備します。

(4) 自分らしく過ごせるための支援の充実

地域の中で障がいのある人が、「自分らしく暮らす」ことを応援できるよう、地域の支援を充実させていきます。関わる人誰もが本人の思いを共有し、本人が自ら選び暮らしていく姿をめざしていけるよう「意思決定支援」や「合理的配慮」の理解を図り、支援を充実させていきます。

(5) 途切れることのない支援体制の整備・充実

ライフステージごとに支援が円滑に引き継がれる「タテ」の連携と、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が手をつなぎ合う「ヨコ」の連携をすすめるとともに、「途切れることのない」支援体制の充実を図っていきます。

多様な要因が関係しているものや、高度で専門的な支援を必要とする課題に関係機関と連携して取り組んでいくため、互いの専門性の相乗効果を図りながら、相談の質の向上をめざします。

本人を取り巻く家族を含めた、総合的な視点をもって取り組んでいきます。

4. 重点目標

本計画期間中、特に優先的に取り組む方向として、重点目標を定めます。

南あわじ市は、 「なりたい自分になれる」まちをめざします

誰もが、「こんな生活がしたい」「ここへ行きたい」「こんな楽しみを持ちたい」というそれぞれの夢を持っています。どんな障がいがあっても、その夢はかなえられるべきものです。

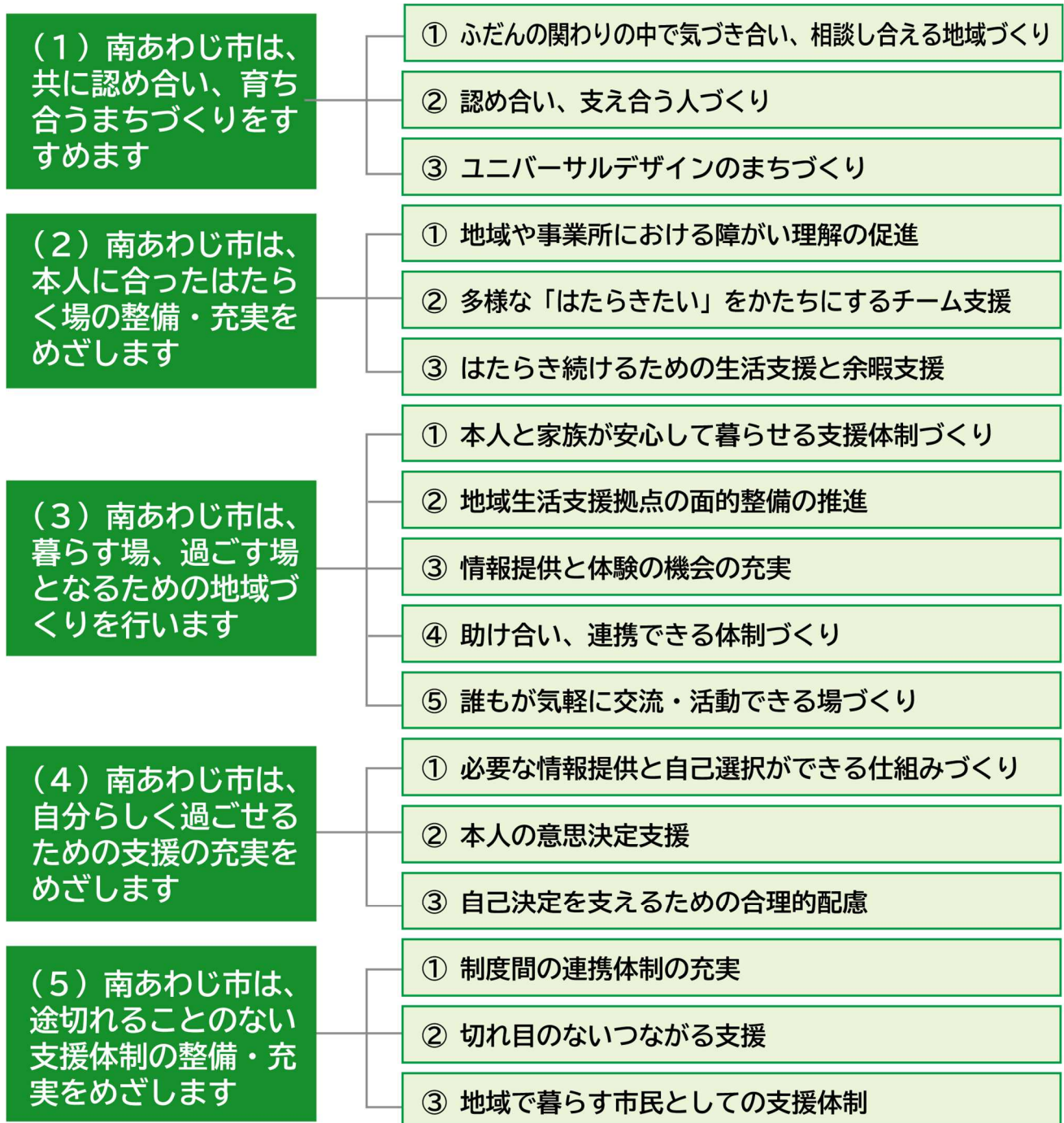
その夢に向かって「がんばりたい」と思う気持ちを持っている人たちを応援することができるよう、本人と支援者及び協力する事業所を応援していきます。

障がいのある人が「こんな自分になりたい」という希望を持ち、なりたい自分になるための育ちや変化を保障できる仕組みは、南あわじ市全体を元気にしてくれる土壌となります。

本市では、障がいのある人が「なりたい自分になれる」まちをめざして、就労支援に重点的に取り組んでいきます。「南あわじ市はたらく応援隊」は、福祉サービス利用にとらわれることなく、本人がやりたいことや得意なこと、苦手なことを伝えることができ、それを応援できる支援を行っていきます。

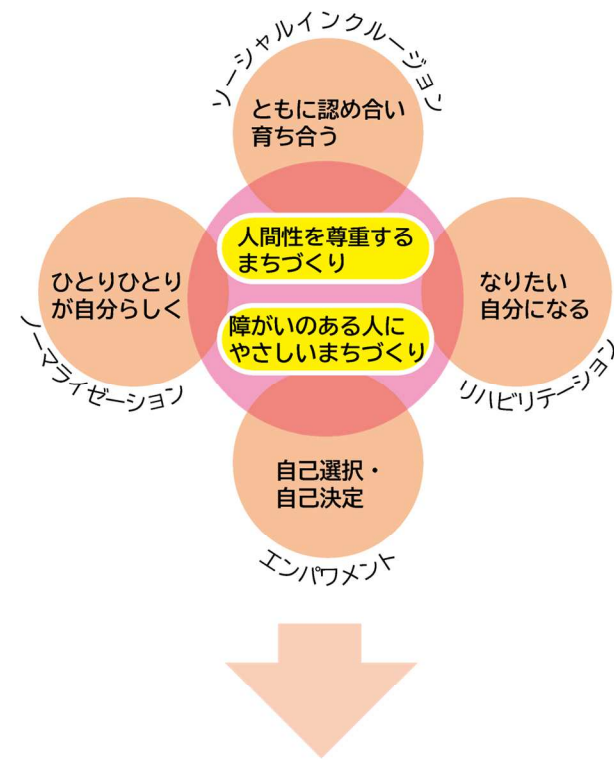


5. 施策の体系



南あわじ市障害者計画の概要

基本理念



施策の方向性

共助・共生社会の実現

- 当事者参加による施策の推進
- 障がいのある人の人権尊重と自立や社会参加の促進
- 真に自立することをめざした施策の展開
- 市民参加による施策の推進
- 総合的・継続的な施策の推進

障がいを取り巻く問題点・課題

生活支援

- 今の暮らしの充実と本人の将来へ向けてのイメージ化
- 家族の自分らしい暮らしの保障
- 地域の中での相談場所
- インフォーマルな社会資源の活用
- 重度障害者・医療的ケアが必要な方への支援体制の整備
- 自分で選択できる暮らし
- 本人の意思決定支援を支える相談
- 当事者による相談支援

まちづくり

- 居場所の確保
- 心のバリアフリー化
- 使いやすい交通手段
- 命を守るつながりづくり
- 安心安全な暮らし

保健・医療

- 気づきの段階からのつながる相談支援体制
- 乳幼児期からのかかりつけ医の整備
- 成人期を見据えた専門病院との連携体制
- 医療・保健・教育・保育・福祉のチーム支援

療育・保育・教育

- ひとりひとりに合わせた発達支援
- ライフステージごとのわかりやすい情報提供
- 合理的配慮の充実（共に育つための環境整備）
- 切れ目のないつながる支援
- 児童発達支援センターの機能整備

雇用・就業

- はたらくための機会をつくる相談
- サポートする人とともに地域に踏み出す
- はたらき続けるためのネットワーク
- 見せる、見える、当事者のはたらく姿

情報・コミュニケーション

- 誰が見てもわかりやすい情報提供
- 情報アクセシビリティの向上

社会参加

- 文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 地域活動への参加と地域住民とのつながり
- 当事者団体活動の活性化支援

権利擁護

- 地域における障がい理解
- 早期からの市民向けの障がい理解促進
- 共に生きるまちへの共通理解

基本目標

共に認め合い、育ち合うまちづくり

地域には様々な人が暮らしています。誰もが地域の一員です。地域で暮らす人が「互いに認め合い」「共に育つ」ことにより、そのつながりの中で自然に気づき合い、気軽に安心して相談し合えるまちづくりを行います。

あいさつから始まる出会いの中で、自分のことを知ってもらい、相手のことを理解しあう関係を作るとともに、お互いの違いを認めあい、差別を生まないような地域づくり人づくりを行います。

また、「その人らしさ」が地域の中で理解されるよう、障がいのある人への理解を深めるための啓発事業を推進していきます。

本人に合ったはたらく場の整備・充実

いろんな「はたらきたい」気持ちを応援し、就労を通じて社会とつながるきっかけづくりを行います。

やりがいをもってはたらくことができるよう、生活支援・余暇支援を含めて、地域の中で就労を支える関係づくりを行います。

本人が少しずつステップアップしていけるような流れをチームで支援することにより、安心安定した就労を保障し、地域に元気を発信していけるようなまちづくりをめざします。

暮らす場、過ごす場となるための地域づくり

障がいのある人が地域で生き生きと生活するためには、本人だけでなく、その家族を含めた暮らしやすさを支援するとともに、将来を見据え、「互いの夢」を実現していけることが必要不可欠です。「本人」だけではなく「家族」の暮らしの変化や、高齢化の中でも「地域」で暮らし続けるためには、グループホームなどの安心して「暮らす場」の整備や、自分らしく「過ごす場」としての日中活動の場の整備も必要です。

行政・事業者・地域が連携し、多様化するニーズにこたえることのできる、「暮らす場」「過ごす場」の確保に努めるとともに、それを支える支援体制を整備します。

自分らしく過ごせるための支援の充実

地域の中で障がいのある人が、「自分らしく暮らす」ことを応援できるよう、地域の支援を充実させていきます。関わる人誰もが本人の思いを共有し、本人が自ら選び暮らしていく姿を目指していけるよう「意思決定支援」や「合理的配慮」の理解を図り、支援を充実させていきます。

途切れることのない支援体制の整備・充実

ライフステージごとに支援が円滑に引き継がれる「タテ」の連携と、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が手をつなぎあう「ヨコ」の連携をすすめるとともに、「途切れることのない」支援体制の充実を図っていきます。

多様な要因が関係しているものや、高度で専門的な支援を必要とする課題に関係機関と連携して取り組んでいくため、互いの専門性の相乗効果を図りながら、相談の質の向上をめざします。

本人を取り巻く家族を含めた、総合的な視点をもって取り組んでいきます。

施策の体系

南あわじ市は、共に認め合い、育ち合うまちづくりをすすめます

- (1) ふだんの関わりの中で気づき合い、相談し合える地域づくり
- (2) 認め合い、支え合う人づくり
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくり

- 地域の中での相談場所
- インフォーマルな社会資源の活用
- 地域活動への参加と地域住民とのつながり
- 地域における障がい理解
- 早期からの市民向けの障がい理解促進
- 共に生きるまちへの共通理解
- 心のバリアフリー化

南あわじ市は、本人に合ったはたらく場の整備・充実をめざします

- (1) 地域や事業所における障がい理解の促進
- (2) 多様な「はたらきたい」をかたちにするチーム支援
- (3) はたらき続けるための生活支援と余暇支援

- はたらくための機会をつくる相談
- サポートする人とともに地域に踏み出す
- はたらき続けるためのネットワーク
- 見せる、見える、当事者のはたらく姿

南あわじ市は、暮らす場、過ごす場となるための地域づくりを行います

- (1) 本人と家族が安心して暮らせる支援体制づくり
- (2) 地域生活支援拠点の面的整備の推進
- (3) 情報提供と体験の機会の充実
- (4) 助け合い、連携できる体制づくり
- (5) 誰もが気軽に交流できる・活動できる場づくり

- 今の暮らしの充実と本人の将来へ向けてのイメージ化
- 家族の自分らしい暮らしの保障
- 重度障害者・医療的ケアが必要な方への支援体制の整備
- 乳幼児期からのかかりつけ医の整備
- 成人期を見据えた専門病院との連携体制
- 居場所の確保
- 使いやすい交通手段
- 命を守るつながりづくり
- 安心安全な暮らし
- 文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援

南あわじ市は、自分らしく過ごせるための支援の充実をめざします

- (1) 必要な情報提供と自己選択ができる仕組みづくり
- (2) 本人の意思決定支援
- (3) 自己決定を支えるための合理的配慮

- 誰が見てもわかりやすい情報提供（情報アクセシビリティの向上）
- ライフステージごとのわかりやすい情報提供
- 自分で選択できる暮らし
- 本人の意思決定支援を支える相談
- ひとりひとりに合わせた発達支援
- 合理的配慮の充実（共に育つための環境整備）
- 当事者による相談支援
- 当事者団体活動の活性化支援

南あわじ市は、途切れることのない支援体制の整備・充実をめざします

- (1) 制度間の連携体制の充実
- (2) 切れ目のないつながる支援
- (3) 地域で暮らす市民としての支援体制

- 気づきの段階からのつながる相談支援体制
- 医療・保健・教育・保育・福祉のチーム支援
- 切れ目のないつながる支援
- 児童発達支援センターの機能整備

ライフステージごとの障害福祉サービス

乳幼児期から高齢期まで、必要な支援を切れ目なく提供できるように、本市において受けられる福祉サービスを一覧できるようチャートにまとめました。

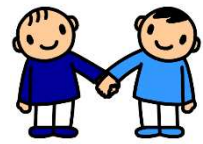
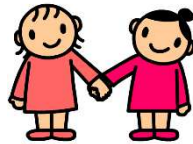
	乳幼児期 0歳 出生	児童・生徒期 6歳 義務教育	青年・壮年期 18歳 就職・福祉的就労	高齢期 65歳 生きがい
生活支援	成年後見制度・福祉サービス利用援助事業			
	虐待防止			
	特別児童扶養手当・障害児福祉手当		障害年金・特別障害者手当	
	ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）			
	ガイドヘルプサービス（同行援護・移動支援）			
	日常生活用具・補助具の交付			
	ショートステイサービス			
	日中一時支援事業			
	地域活動支援センター			
	施設入所支援			
教育・療育	障害児保育（保育士）		特別支援教育（教諭）	
	保育所等訪問支援			
	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援			
	セラピスト・保育士			
	地域療育等支援事業			
雇用・就業	一般就労			
	就労選択支援			
	就労継続支援			
	就労移行支援			
	就労定着支援			
	就業・生活支援センター			
保健・医療	ハローワーク			
	はたらく応援隊			
	健診（保健師）		健康相談（保健師）	
	医療機関（かかりつけ医・専門医・セラピスト）			
	デイケア			
	訪問看護			
相談支援	福祉医療			
	自立支援医療（精神通院）			
	自立支援医療（育成医療）		自立支援医療（更生医療）	
	相談支援事業（相談支援専門員）・担当課			
	障害児相談支援事業（児童通所サービス利用計画作成）			
	指定特定相談支援事業（サービス利用計画作成）			
	地域移行支援・地域定着支援			
	児童発達支援センター			
	基幹相談支援センター・地域生活支援拠点			
	こども家庭センター・児童相談所		更生相談所（身体・知的）・精神保健福祉センター	
健康福祉事業所				

6. 施策の展開

(1) 南あわじ市は、共に認め合い、育ち合うまちづくりをすすめます

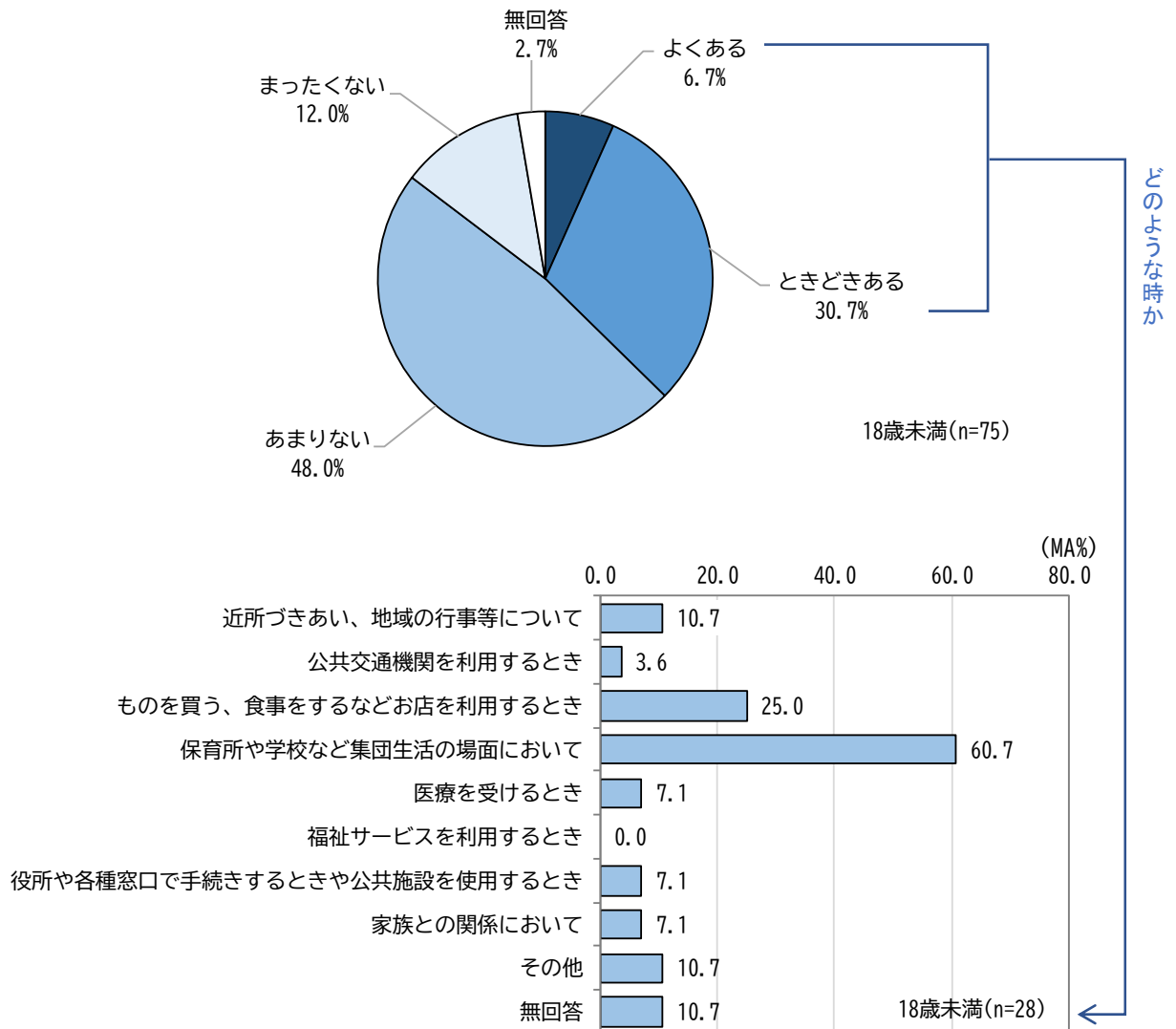


現状と課題

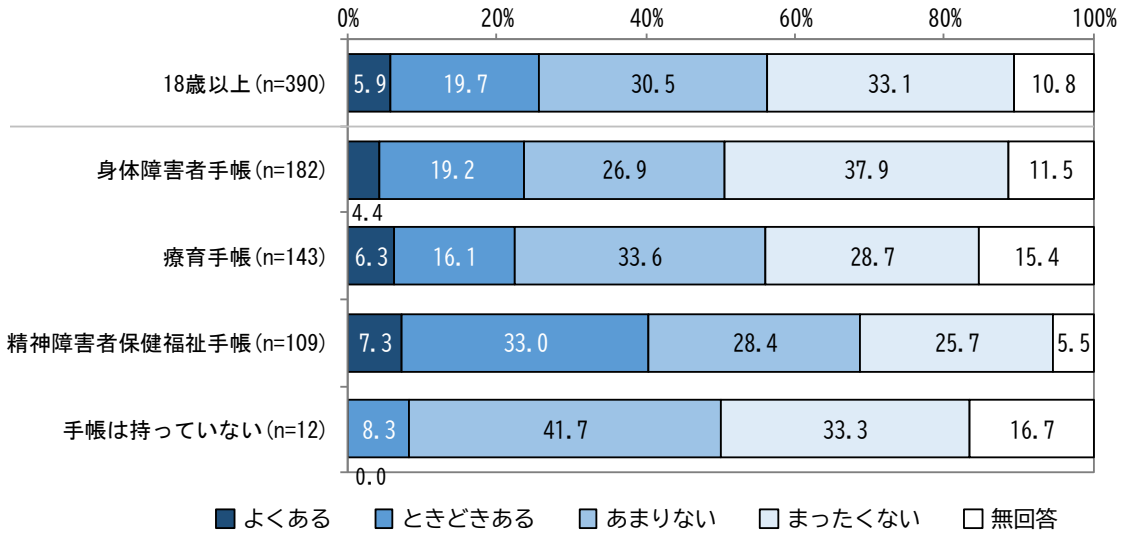


○差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人の割合（「よくある」と「ときどきある」の合計）は、18歳未満が37.4%で「保育所や学校など集団生活の場面において」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」などで多く、18歳以上が25.6%で「近所づきあい、地域の行事等について」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」などで多くなっています。

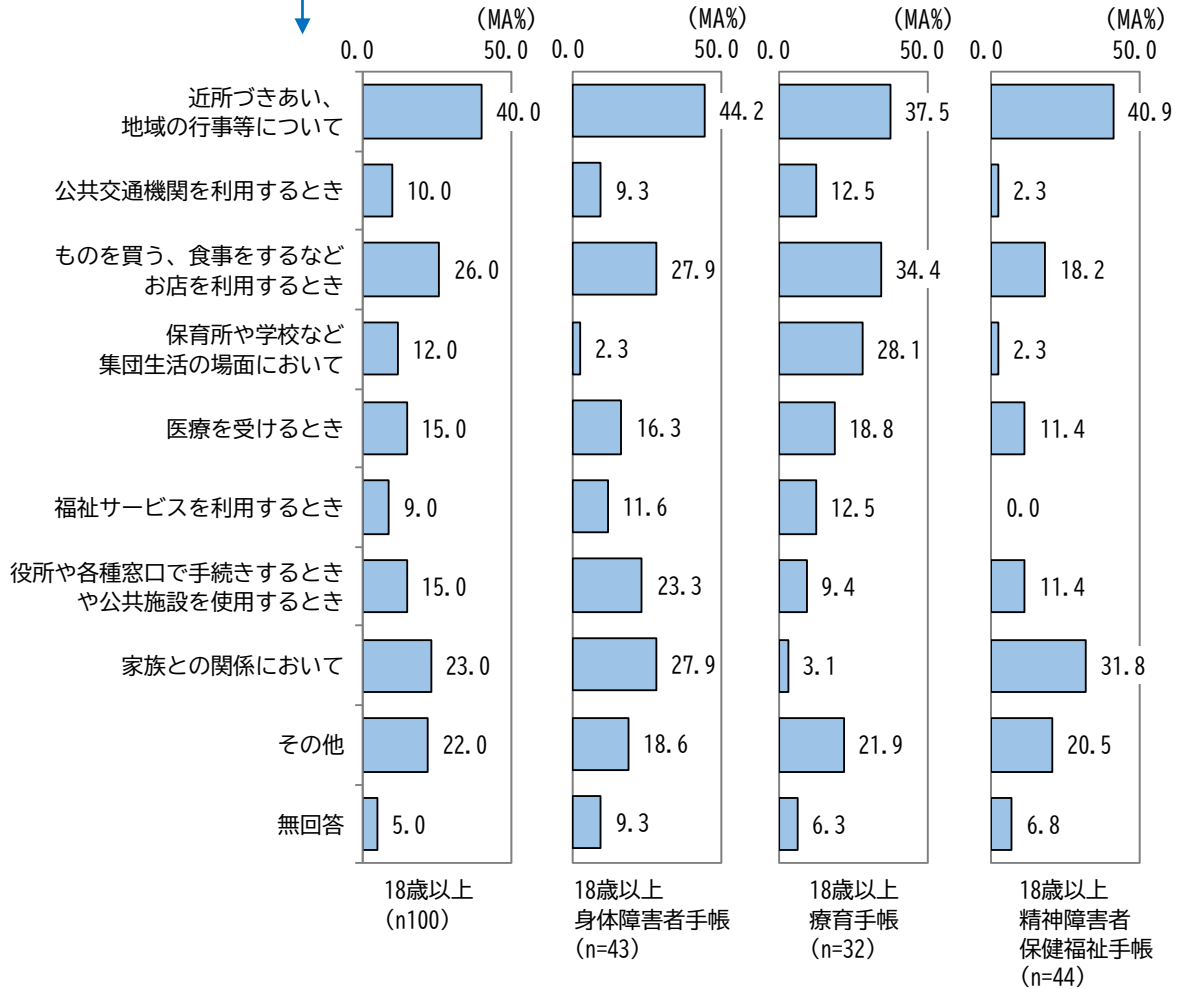
差別を受けたり嫌な思いをしたこと（18歳未満）



差別を受けたり嫌な思いをしたこと (18歳以上)



どのような時か

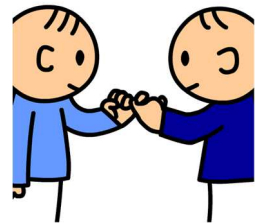


○アンケートの自由記述として、障がいをもっている方に対する態度や対応については、「知らないから」が圧倒的な理由だと思う。「身近にいないし、交流する機会がないのでは何も改善されない。」などの意見がありました。

○ヒアリングの内容として、「病気を知られることにより、精神疾患があるという色眼鏡越しに見られているのではないかという心配がつかまとう。」「職場や地域で障害者に対して配慮されているように見えているものでも、実際にはその根底に偏見がある。配慮が差別につながり、つらい思いをすることがある。合理的配慮とはどのようなものなのか再確認する必要がある。」などの意見がありました。

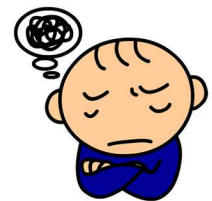
○障がいのある人もない人も一緒に暮らしやすいまちにすること、理解し支え合う関係づくりが必要です。そのためには、「知らない」ことを「知る」「理解する」ことに変えていく必要があります。例えば、子どもだけでなく親子で一緒に学ぶことができる機会をもつことなど、地域における障がい理解を、早期から行っていく必要があります。

○すべてをサービスで提供していくには限界があるため、インフォーマルなサービスや取り組みが必要です。そのためには、お互いが理解し合い、支え合う関係づくりが重要となってきます。



問題点・課題点

- ・ 地域の中での相談場所
- ・ インフォーマルな社会資源の活用
- ・ 地域活動への参加と地域住民とのつながり
- ・ 地域における障がい理解
- ・ 早期からの市民向けの障がい理解促進
- ・ 共に生きるまちへの共通理解
- ・ 心のバリアフリー化



具体的な取組

①ふだんの関わりの中で気づき合い、相談し合える地域づくり

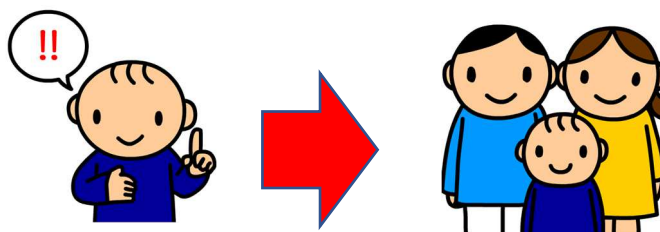
○障がいのある人や家族が地域の中で相談できる環境をつくり、お互いの困りごとに気づき合える関係づくりをめざします。

○フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスもサポートマップやホームページを利用して見える工夫をします。わかりやすい情報提供を行うことにより支援し合うきっかけづくりをすすめます。

○避難訓練や地域のイベントへの参加するための情報提供を行い、地域住民とのつながりをつくる支援をします。

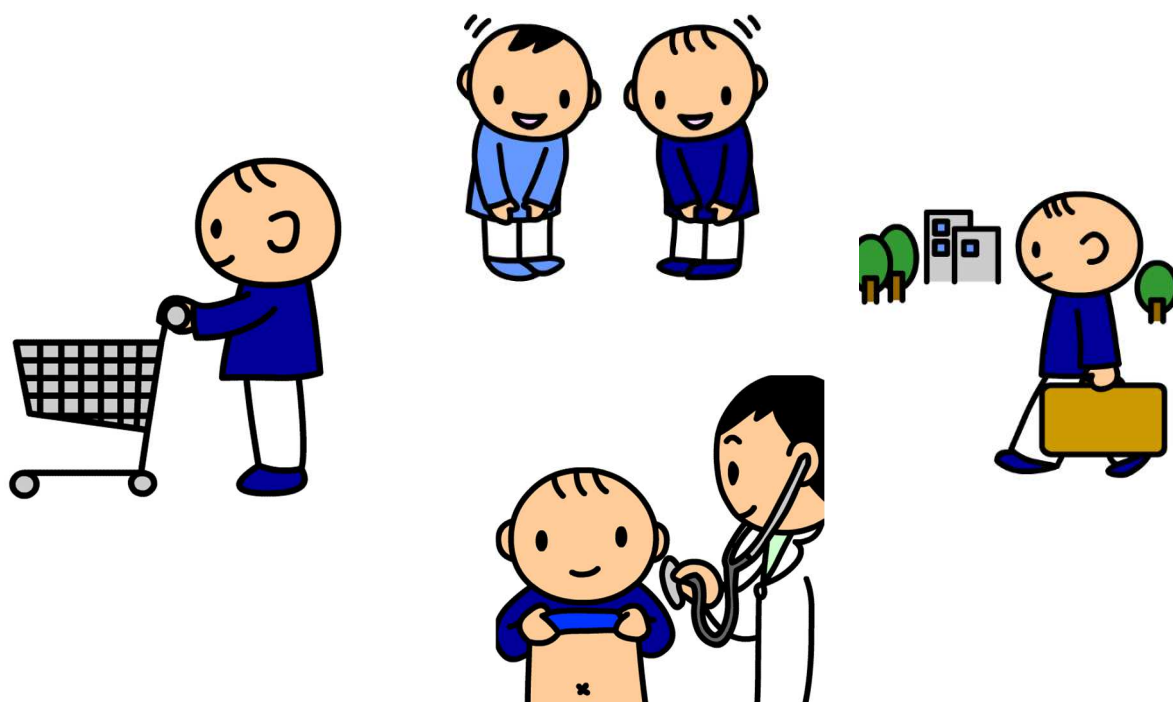
②認め合い、支え合う人づくり

- 「知らない」ことを「知る」「理解する」に変えていきます。「知らない」こと理由に拒否されることをなくし、「知る」ことで何が一緒にできるのかを考えていける人を増やします。
- 地域で共に育つことをとおして、認め合い支え合う場をつくっていきます。
- 「親子で参加する福祉教育」等、子どもだけでなく、大人も一緒に学ぶことができる機会をつくります。「社会」を、保育所から学校、さらに大人の職場まで広くとらえ、親子で学ぶ機会から広く障がい理解をすすめていきます。
- 誰もが住みやすく、誰もが支え合うことができるまちは、自分にとっても住みやすいまちになるということを認識できるよう、幼少期から始まる人づくりをすすめていきます。



③ユニバーサルデザインのまちづくり

- 誰もが共に暮らしやすいまちをめざし、幼少期からお互いの生活に触れ、共に育ち、共に考える視点を身につける機会を持つことにより、社会のいろいろな場面で合理的配慮が提供されるまちづくりをめざします。
- ホームページやケーブルテレビを活用することにより、生活の見える化をすすめます。
- 買い物や病院など普段の生活の場に出かけることができ、地域の人たちと出会うことができる、安心して生活していくことができるまちづくりをめざします。



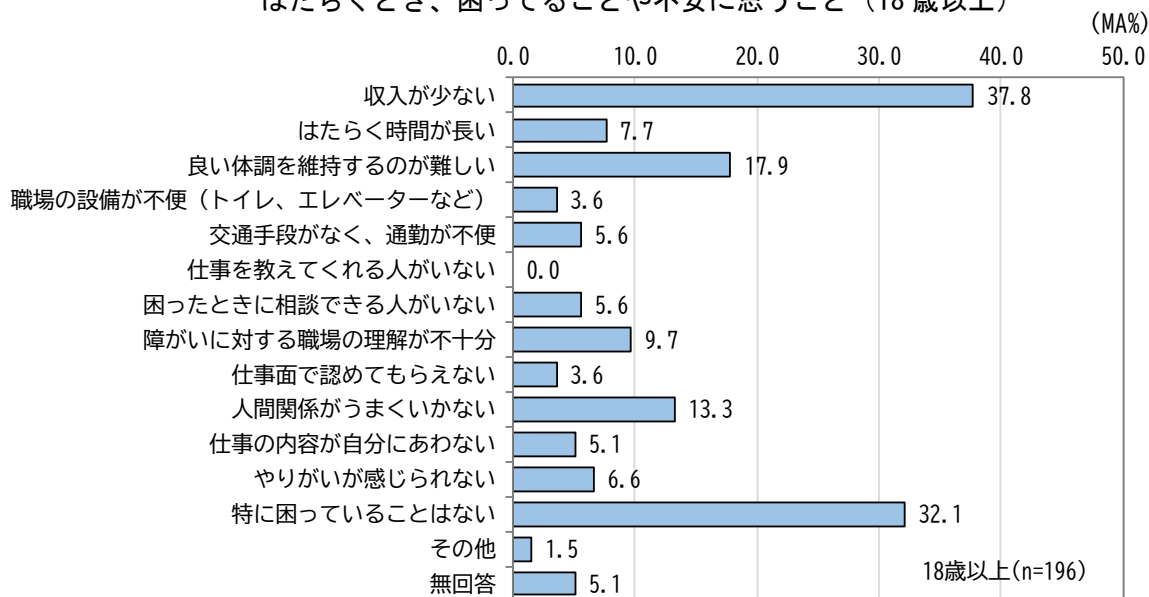
(2) 南あわじ市は、本人に合ったはたらく場の整備・充実をめざします



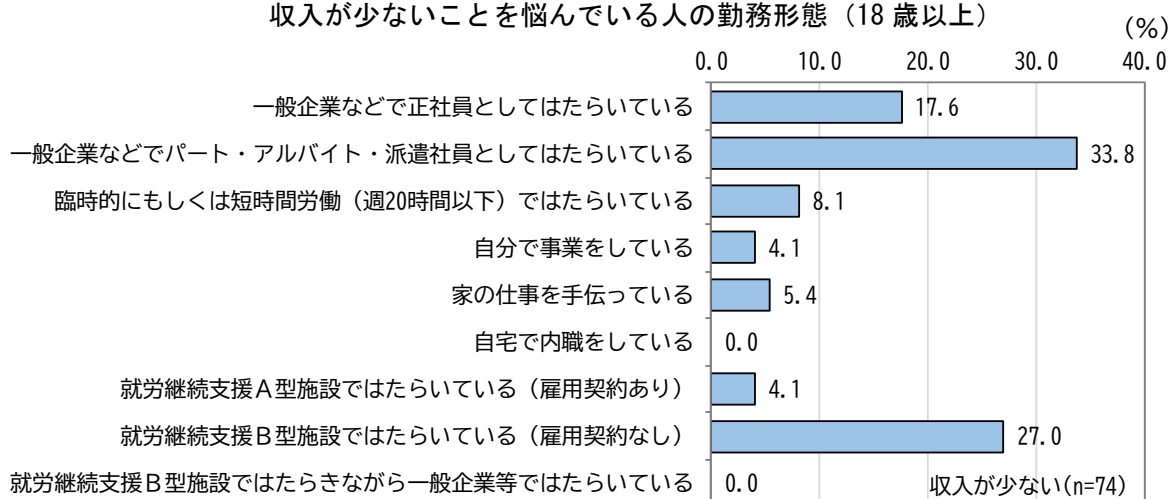
現状と課題

○はたらくときに困ることや不安に思うことについて、「収入が少ない」が37.8%で最も多くなっており、収入が少ないことを悩んでいる人は「一般就労でパート・アルバイト・派遣社員としてはたらいっている」が最も多く33.8%、「就労継続支援B型施設ではたらいっている（雇用契約なし）」が27.0%となっています。また、職場や一緒にはたらく人に希望することについては、「同僚が障がいへの理解を深めること」が31.3%で最も多く、「経営者が障がいへの理解を深めること」が30.8%となっており、理解啓発を求める声が多くなっています。

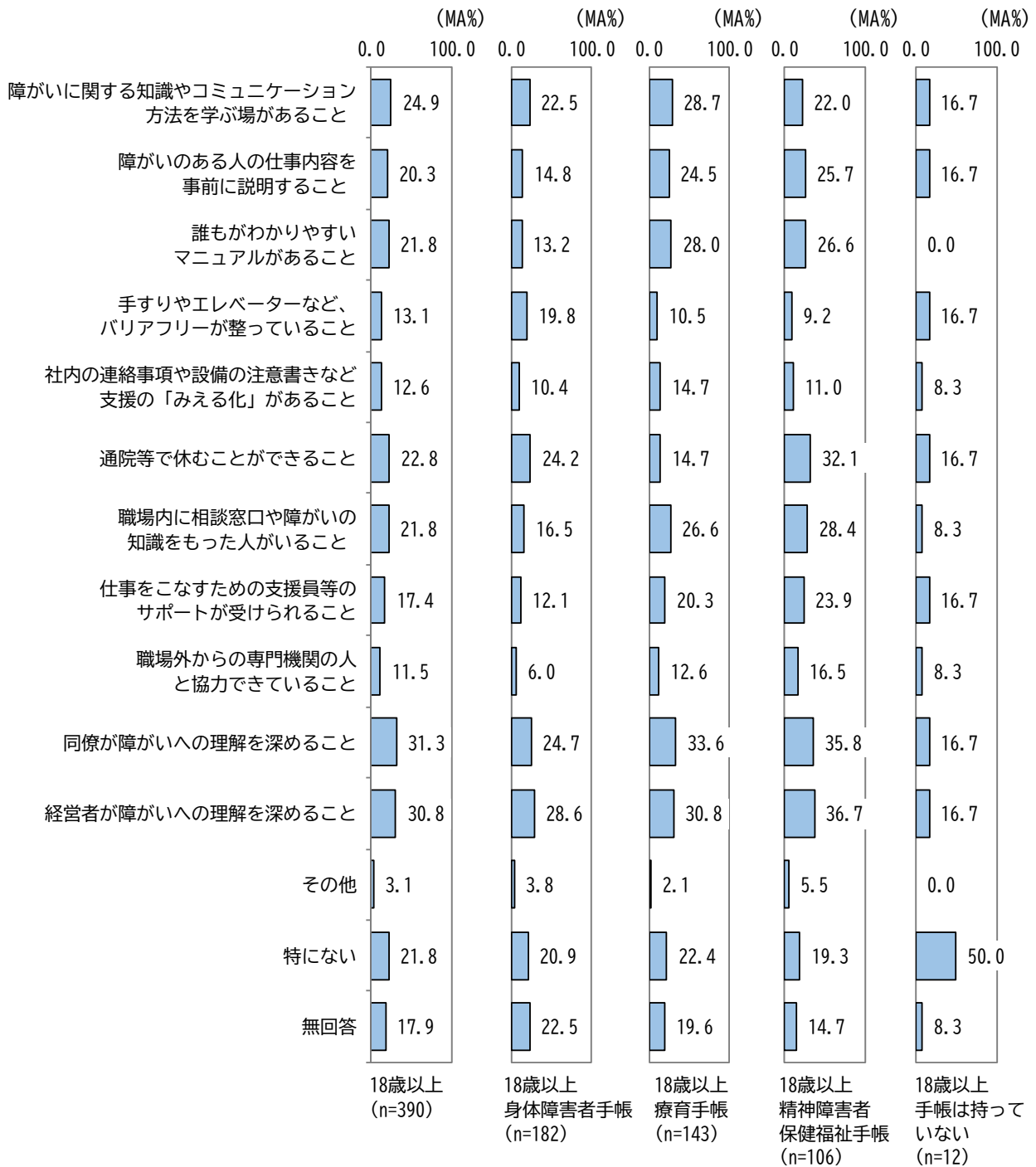
はたらくとき、困ってることや不安に思うこと（18歳以上）



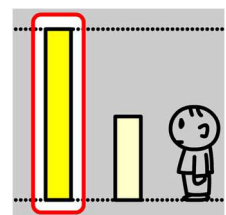
収入が少ないことを悩んでいる人の勤務形態（18歳以上）



はたらくにあたって職場や一緒にはたらく人に希望すること（18歳以上）



○令和2年に実施した「はたらく応援隊」の取り組みでの事業所アンケート結果によると、事業所にとって障がい者雇用の壁になっていることについて、「仕事内容が適さない」「人手が足りている」「施設、設備が整っていない」という意見が多くなっており、仕事の切り出しを行うという取り組みが必要であることや、支援体制の整備が必要とされていることがわかります。



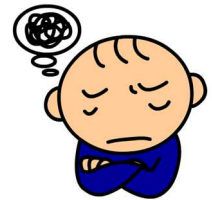
○「障がいのある人が何ができるかわからない」「人件費や設備、費用がかかるから無理」という「知らない」「わからない」という情報が「できない」につながっているのではないかと考えられます。障がい者の雇用をすすめるためには、そもそも雇用の考え方を変える必要があります。その人その人に合わせた、柔軟なはたらき方、多様なはたらき方、工夫されたはたらき方が必要であり、うまくマッチングすることが求められています。



○就労に向けての準備となる基本的な生活習慣は、急に身に着くものではありません。子どもの時から積み上げていくソーシャルスキルが大切です。長いスパンでのさまざまな支援をすすめるとともに、本人のしんどさを受け止める居場所やフォロー体制が求められています。

問題点・課題点

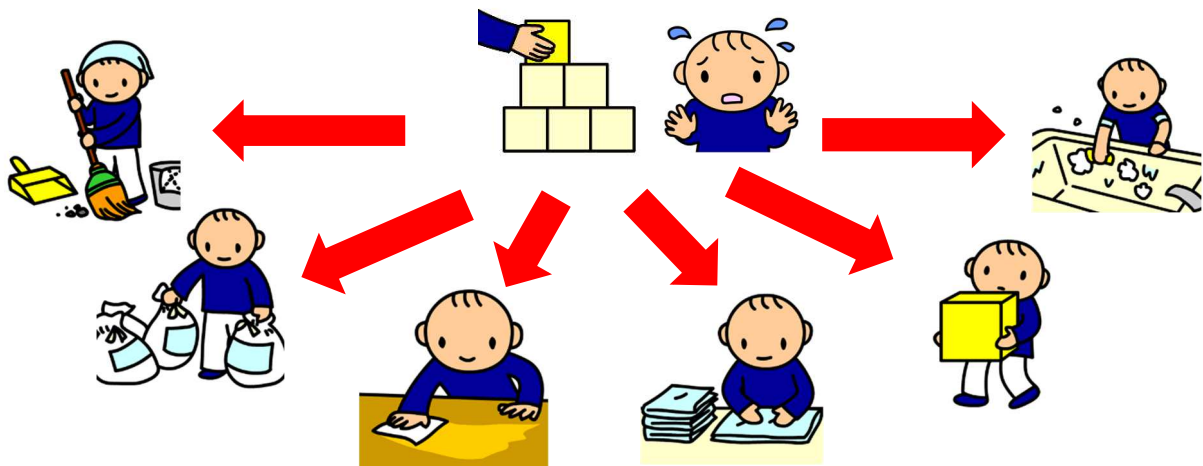
- ・はたらくための機会をつくる相談
- ・サポートする人とともに地域に踏み出す
- ・はたらき続けるためのネットワーク
- ・見せる、見える、当事者のはたらく姿



具体的な取組

①地域や事業所における障がい理解の促進

- 「知って、興味を持って、出会い、関わってもらおう」を目標に周知を行います。
- 「知らない」が「できない」にならないよう、はたらく障がい者の姿や障がいのある人を雇用している事業所の取り組みを、広報等を通じて見せることにより、障がい者雇用の理解促進をすすめます。
- 仕事の枠に人を合わせるのではなく、人に合わせて仕事の仕組みをつくるという意識転換をすすめていきます。



○就労に向けた社会とつながるきっかけづくりに清掃活動などの地域の活動を取り入れ、地域の一人としての役割を持ち、地域で就労準備を支援する仕組みをつくります。

②多様な「はたらきたい」をかたちにするチーム支援

○行政、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、商工会、福祉・医療関係者等で構成する「はたらく応援隊」で連携し、総合的な支援体制と各方面に向けた情報発信を行うとともに、個別ケース検討会議を開催します。

○企業が一步踏み出すための受け入れの環境調整を支援するため、事業主に対する助成金や仕事の見える化の周知を行います。

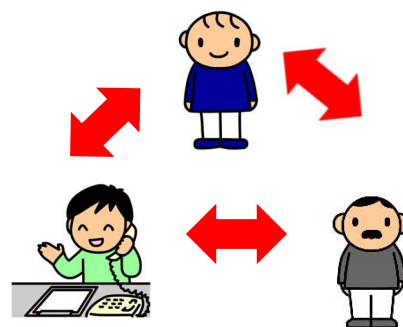
○就労に向けての準備をすすめていくため、子どもころから生活リズムを整え基本的な生活習慣を積み上げていくソーシャルスキルの訓練を継続して提供できる仕組みをつくります。



○本人の希望を聞いて、その人に合わせた柔軟なはたらき方や工夫されたはたらき方を提供できる仕組みをつくります。児童から成人への関係機関が一貫して情報共有しアセスメントを行うことができるよう、サポートファイルの活用方法を見直します。

○施設外就労をはじめとするサポート付きではたらく形をすすめることにより、本人と事業所双方の不安を解消し、継続した雇用につなげていきます。

○福祉的就労の工賃向上に向けて、施設外就労や切り出した仕事のマッチングを支援します。



③はたらき続けるための生活支援と余暇支援

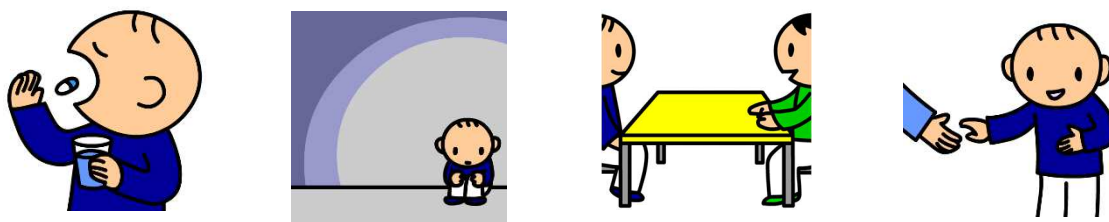
○体調管理や職場の人との関係、仕事の仕方などの悩みを安心して話せる場やフォロー体制をつくります。

○仕事以外の場所にも居場所をつくり、余暇を充実させる支援を行います。

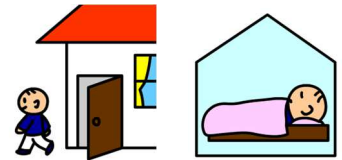
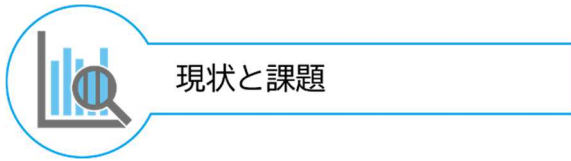
○「はたらきながら利用できる場所」「いつでも戻れる場所」をつくり、本人のはたらき続けたいという思いを応援していきます。

○本人がはたらき続けるために必要な助成制度についての検討をすすめます。

○はたらく取り組みに特化した地域活動支援センターの設置をすすめます。

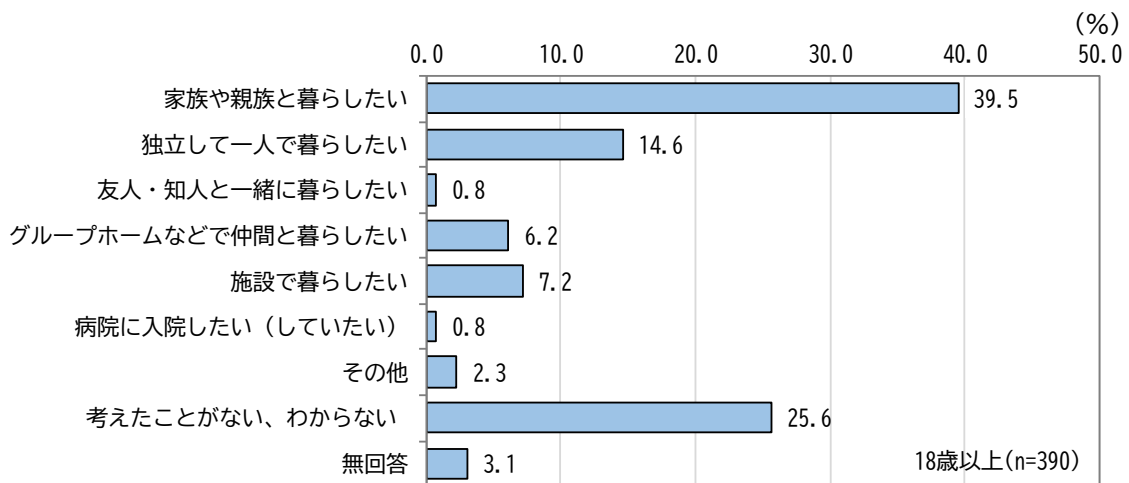


(3) 南あわじ市は、暮らす場、過ごす場となるための地域づくりを行います

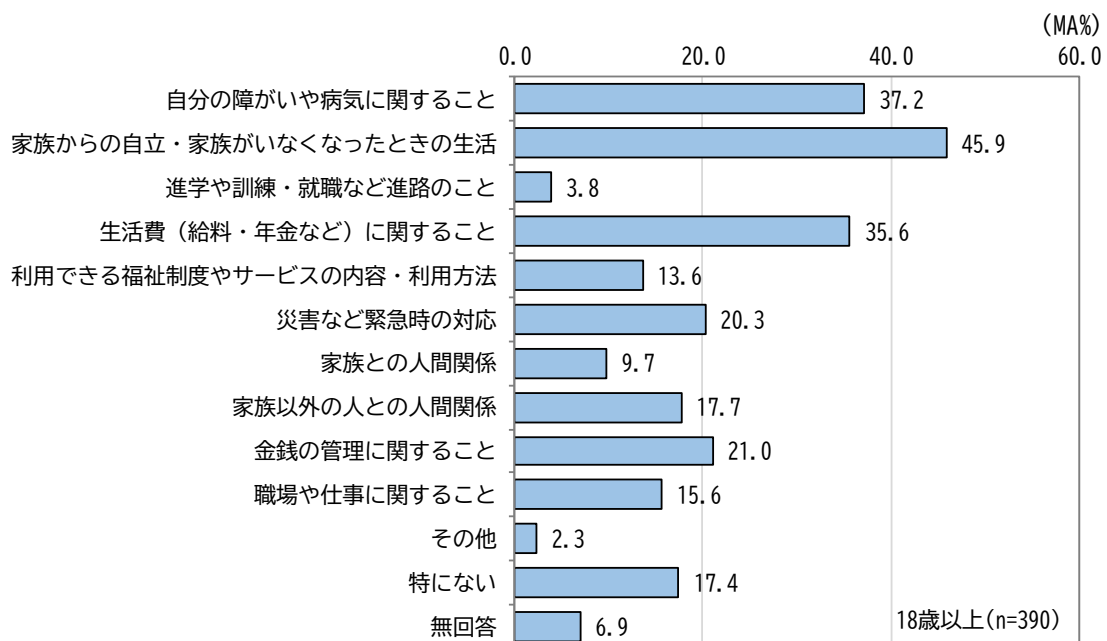


○将来希望する暮らし方について、「家族や親族と暮らしたい」が39.5%で最も多くなっていますが、一方で本人や家族が不安に思っていることを尋ねると、「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」が45.9%で最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が37.2%、「生活費（給料・年金など）に関すること」が35.6%となっています。

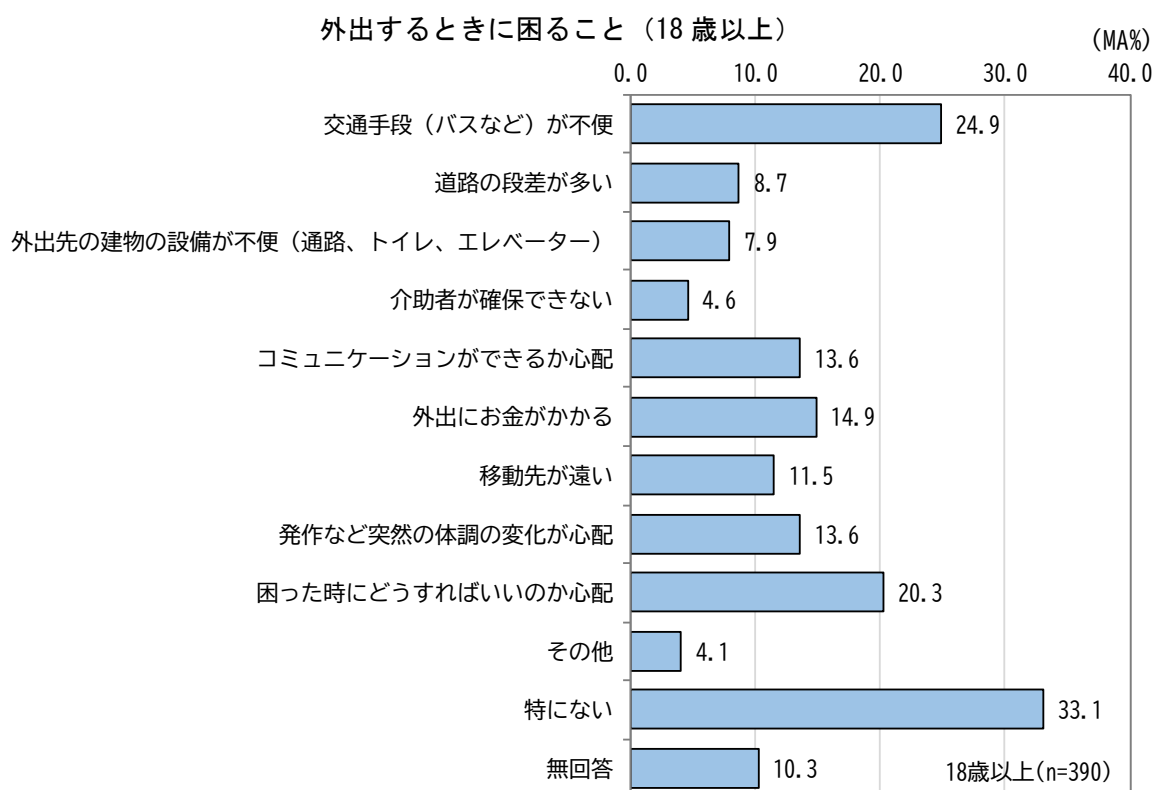
将来希望する暮らし方（18歳以上）



本人や家族が不安に思っていること（18歳以上）



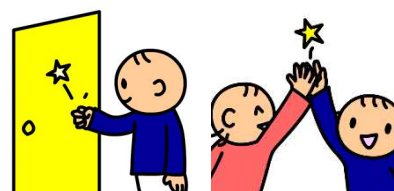
○外出するときに困ることについて、「交通手段が不便」という回答が多くなっています。十分な移動手段が整備されていない中、「手段としてあるもの」をどう使うのか、どう使いこなすのかについて検討する必要があります。



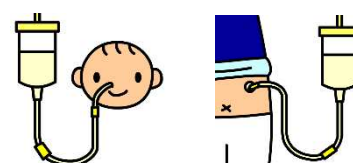
○自分が一緒にいられる限りはできるだけ家で一緒と思う反面、兄弟や親せきに迷惑をかけるわけにはいかないので、どこかのタイミングで施設やグループホーム等で生活することを考えていくべきではないのかと葛藤している家族側の意見がある一方で、いつまでも親の負担になるわけにもいかないのでどうすべきか悩んでいる当事者側の意見もありました。様々な生活不安に対する支援が求められています。



○個々の生活を大切にしている中でも、「誰かとつながっていたい」「自分の居場所があれば安心できる」という声がよくあがりました。スポーツレクリエーション活動等の余暇支援の充実も希望する声もありました。移動の課題と合わせて、「自転車で行ける距離」にあることが求められています。



○重度心身障がいや医療的ケアが必要な子どもをもつ家族からは、「この時この情報がほしかった」「家族だけで手が届かないこの部分の支援があれば」などの意見がありました。そして、20年後、30年後、遠い病院の通院に連れていけるだろうかという不安な声もありました。医療を中心にさまざまな関係者の連携が求められる中で、情報の整理や社会資源の整備が求められています。

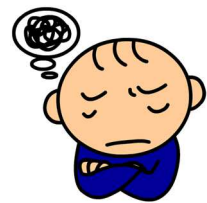


○防災面で個別避難計画の作成や、避難所の課題、事業所ごとの事業継続計画（BCP）の作成等、緊急時を想定した対策について、事業所より不安の声が上がっていました。また、情報機器を介しての犯罪から障がいのある人を守るための支援体制も必要です。障がい者の消費者トラブルは発見が遅れがちで、深刻な被害になりがちです。自分で声を上げることが難しい方がいる中で、成年後見制度の利用も含めて本人が安心して暮らしていける方法を考えていく必要があります。



問題点・課題点

- ・今の暮らしの充実と本人の将来へ向けてのイメージ化
- ・家族の自分らしい暮らしの保障
- ・重度障がい者・医療的ケアが必要な方への支援体制の整備
- ・成人期を見据えた専門病院との連携体制
- ・乳幼児期からのかかりつけ医の整備
- ・成人期を見据えた専門病院との連携体制
- ・居場所の確保
- ・使いやすい交通手段
- ・命を守るつながりづくり
- ・安心安全な暮らし
- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援



具体的な取組

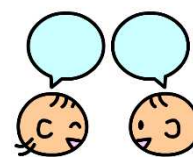
①本人と家族が安心して暮らせる支援体制づくり

- 地域の中で「その人らしく暮らす」ことができるよう、当事者の置かれた状況とニーズに合った支援体制を、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせて活用できる地域づくりを進めていきます。
- 災害発生時には、避難所のバリアフリー化や福祉避難所の指定など環境整備を図るとともに、緊急入所や緊急ショートステイの利用ができるよう、医療機関や福祉施設等との連携を図る体制づくりを行います。
- 市内の医療機関に対し、障がい者の受診における障がい特性の理解と診察の工夫についての啓発を行います。

○専門医とかかりつけ医、相談支援等が連携をとり、共に支援を行うことにより、支援が必要な人が健康的に歳を重ねていける体制づくりを行っていきます。

○親なき後を見据え、将来の生活をイメージしながら本人が生活していくために必要な力を身につけることが必要です。さまざまな体験をしてみようという気持ちを育てます。

○本人だけではなく、家族やきょうだいが安心して自分らしく暮らすことができるよう、家族等が自分のことについて安心して話せる場をつくっていきます。



○医療的ケアが必要となった時点から地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関が連携し、継続して支援する仕組みをつくりまします。これからの生活がイメージできるよう「医療的ケア児のガイドブック」を活用して本人と家族に寄り添いながら支援してまいります。

○支援を重ね関係性をつくることにより、環境の変化により支援が必要となった時にも、当事者や家族自身が支援を求めることができる関係づくりを行います。

②地域生活支援拠点の面的整備の推進

○障がい者に対する相談について、総合的に対応できる窓口の整備を図るとともに、発達障がいや高次脳機能障がいなどの専門的な支援を必要とする人から、施策の対象とならない生活のしづらさがある人までが相談支援を受けられることができるように、広域の相談専門機関とも連携し、より身近な地域で相談支援を一生涯通じて受けられるような支援体制を整備してまいります。

○家族の緊急時に、身近な地域で障がいのある人の生活を継続することができるよう、休日や夜間に対応できる事業所を増やします。

○疾病等の緊急時以外にも、介護者の休息を目的とした受け入れ先の確保に努めます。

○福祉サービスを利用していない、利用につながりにくい方に対し課題検討を行い、支援をすすめていく体制づくりを行います。

○日頃からどの地域の病院にどの目的で受診しているのか等、具体的な医療情報は緊急時対応に必要な情報として必要不可欠であるため、サポートファイルを活用しながら必要な情報が見える化できる仕組みをつくってまいります。

③情報提供と体験の機会の充実

○ピアサポーターが地域や施設へ訪問する「ぴあっと」や地域活動支援センターにおいて、地域に住む障がいのある人同士がお互いに経験したことを共有し話し合うことで、体験を共有し、解決していく機会を持てるよう、交流できる場づくりを行います。



○相談支援の場や日頃利用する場所において、グループホームや短期入所など、体験できる場についての情報提供を行えるよう連携体制を整えてまいります。

○日々の生活を守るための防犯学習を行い、当事者と支援者が必要な情報を得ることができる機会をつくりまします。

④助け合い、連携できる体制づくり

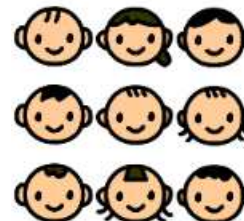
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びNPO法人などと連携して、地域においてボランティア活動したい人が、いつでも、どこでも、誰でも気軽に活動に参加できるような仕組みづくりに努めていきます。
- 災害時に避難できるよう、個別の避難計画を作成します。
- 自立支援協議会のくらす連絡会と連携し、障がいのある人と支援を行う人のための「防災ガイドブック」を作成し、災害時や緊急時に備え、本人の取るべき行動や必要な支援内容を整理し、関係者で共有します。
- 情報機器を介しての犯罪から障がいのある人を守るため、正しい知識と困ったときにいつでも相談できる場所の周知を行います。
- 成年後見制度の中核機関を設置し、本人の権利と支援者を支える仕組みをつくりま

⑤誰もが気軽に交流できる・活動できる場づくり

- 多様化するニーズに応えることのできる日中活動の場の確保として、地域のサロンや公民館活動等の充実を推進します。
- 本人が思うときに行ける場所となるための移動手段や身近な地域における相談支援の充実を図ります。十分な移動手段の整備が難しい中「手段としてあるもの」をどう使うのか、どう使いこなすのかを検討し、本人を支援する仕組みをつくりま
- 徒歩か自転車で移動できる範囲の既存の地域の社会資源を活用し、誰もがほっとできるような居場所づくりをすすめます。
- 移動に課題を抱える人たちのニーズは、地域全体のニーズであり、一部の助成等では完全に解消するのが難しいものです。「歩いて暮らせるまちづくり」を意識し、誰もが移動できる範囲内に社会資源を整えていくまちづくりを行うとともに、制度やサービス外の地域の力で移動を支えていく仕組みを検討していきます。
- パラスポーツの体験は、障がい者に対する行動にポジティブな影響を与えられています。自立支援協議会等のつどいの場を利用する等、パラスポーツやユニバーサルスポーツを通して誰もが簡単に参加でき交流できる機会をつくることにより、障がい理解をすすめるとともに、障がいの有無によらない交流や活躍の場の整備を図ります。



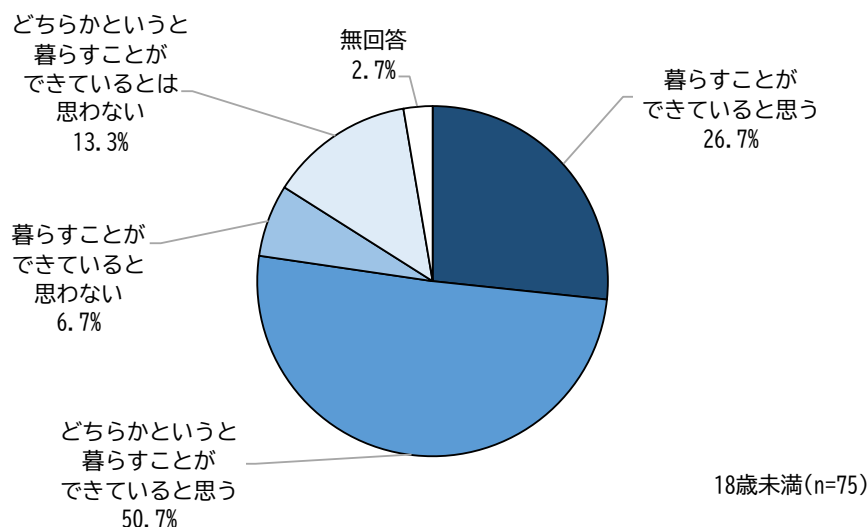
(4) 南あわじ市は、自分らしく過ごせるための支援の充実をめざします



現状と課題

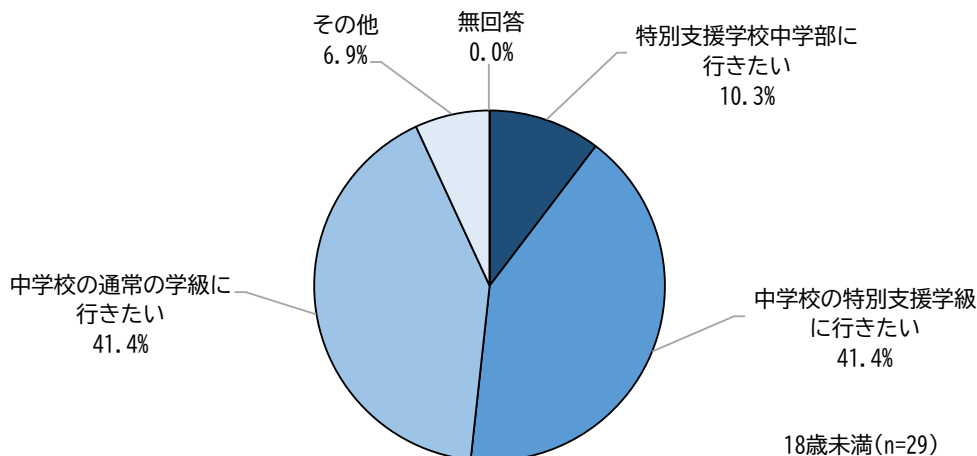
○他の子どもたちと一緒に自分らしく暮らすことができていると感じているかについて、「どちらかというと思われない」と「暮らすことができていると思う」が50.7%で最も多く、次いで「暮らすことができていると思う」が26.7%となっていますが、対応を求める声も2割程度あります。

他の子どもたちと一緒に自分らしく生活できているか（18歳未満）



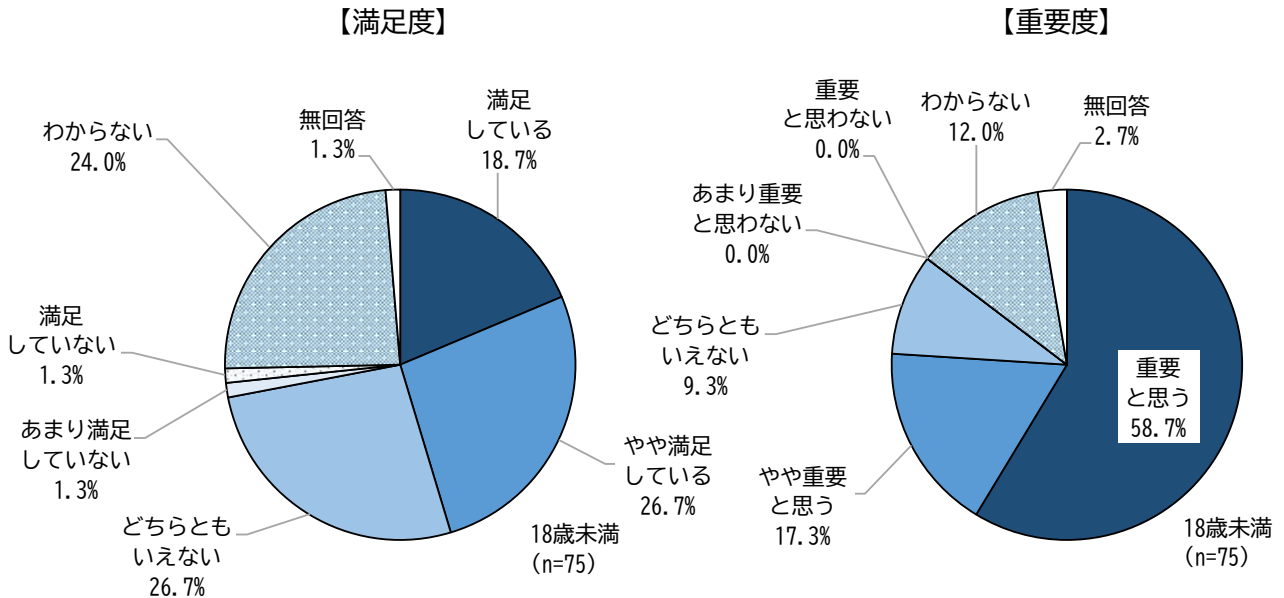
○現在、保育所・幼稚園等に通っている子どもに、これからの小学校への進路について聞いたところ、他の子と同じように地元の小学校に行きたいという意見もあれば、専門的なサポートを希望して支援学校への進学を希望する意見もありました。それぞれが希望する道を選び、それに向かって必要な支援の体制を整えていくチーム支援を行っていくことが求められています。

小学校への進路希望（18歳未満）



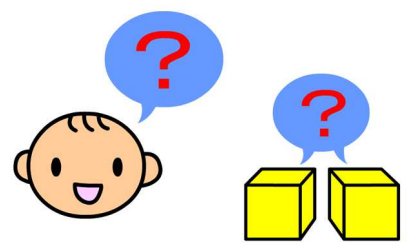
○社会資源が整っており選ぶことができることについて、満足している人は少ないが、重要だと感じている人が多いということがわかります。アンケートの自由記述についても、療育を受けたいが受け入れ体制が十分でないことに対する意見がありました。事業所に対するヒアリングからは、各事業所ともに、優先順位の高い方を優先して受け入れできるように工夫されていることがわかりましたが、それでも希望に応えるのが難しい状態となっていることも分かっています。

社会資源が身近な地域で整っており、選ぶことができること（18歳未満）

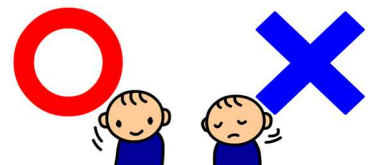


○社会資源は少ないというものの、サービス外のものや地域の情報、インフォーマルなサービスを含めると情報は多岐にわたります。必要な情報は必要な人に伝わる形で提供していく必要があります。また、インフォーマルなサービスを組み合わせながら、必要な時期に必要な情報提供を行い、本人が地域で暮らしていける力を伸ばしていく支援を行っていく必要があります。

○支援をする職員や家族は、「本人にはこれがいいだろう」「きっとこれを喜ぶだろう」と、本人を想う気持ちがあるが故に本人にその意思を聞いて、確認することが足りなかったり、後回しになってしまったりしがちです。本人の意思確認ができるように工夫を行って、本人が安心して自信を持って自由に意思表示できるように、できることは見守り、できないところは手伝うことができるように支援を行う必要があります。



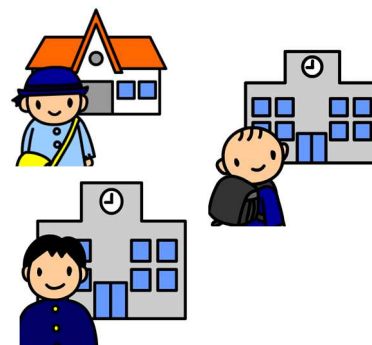
○情報アクセシビリティの向上を念頭に、文章の書き方の工夫、視覚的にわかりやすい絵や写真の活用、そして、可能な限り相手の特性に合わせて伝えるための配慮をすることが必要です。



○当事者や家族は、本人にしかわからない苦しみや生きづらさを打ち明けられる相手がおらず、孤独を感じる事がしばしばあるといえます。しかし、同じ境遇に置かれている人と話すことで、その不安や孤独感を和らげることができます。実体験に基づく知識やノウハウ、アドバイスも貴重です。自らも体験を話したり、相手の話に耳を傾けたりすることで誰かの支えになることができ、自分自身の力になるという効果もあります。当事者や当事者団体もつ役割は大きく、引き続き活動を支援していく必要があります。

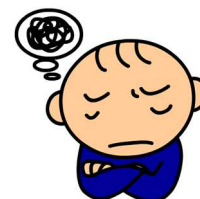


○障害者差別解消法に伴う「合理的配慮」については、すでに法律で明記されている内容です。必要な人のニーズに対して、どうやったらみんながお互いに気持ちよく過ごせるのか考えていくことですが、すべてを網羅できていないのが現実です。合理的配慮は特別扱いではなく「ちょっとした工夫」でできることもあれば、事前から準備が必要なものもあります。すでに、教育の分野では、「当たり前のことを当たり前にする」ための取り組みが行われていますが、周囲の理解や適切な対応が実践されている実績もある中で、さらなる充実が求められています。



問題点・課題点

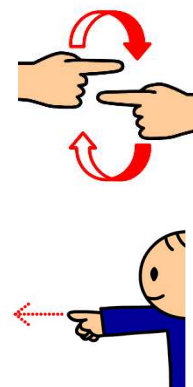
- ・誰が見てもわかりやすい情報提供（情報アクセシビリティの向上）
- ・ライフステージごとのわかりやすい情報提供
- ・自分で選択できる暮らし
- ・本人の意思決定支援を支える相談
- ・ひとりひとりに合わせた発達支援
- ・合理的配慮の充実（共に育つための環境整備）
- ・当事者による相談支援
- ・当事者団体活動の活性化



具体的な取組

①必要な情報提供と自己選択ができる仕組みづくり

- 手話言語コミュニケーション条例をもとに、当事者の意見を聴きながら、手話や要約筆記、点訳、音声訳等によるコミュニケーション支援を行います。
- 誰にとってもわかりやすいよう、絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真等を活用し、視覚的に分かりやすくする工夫をします。
- ガイドブックを作成し、「必要な時期」に「必要な人」に「必要な情報提供」を行い、自ら選択する体験を増やし、本人が地域で暮らしていける力を伸ばしていく支援を行います。
- 当事者同士が支えること、支えられることを目的とする、当事者による相談支援の場、当事者団体活動を支援していきます。

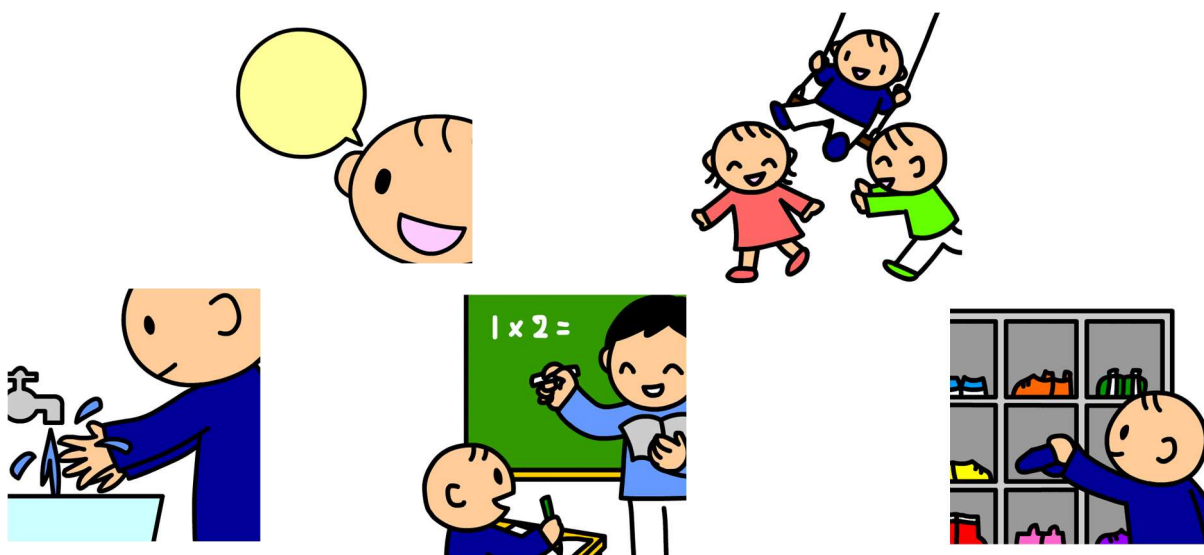


②本人の意思決定支援

- 本人の思いや夢を関係者が共有し、見える化したうえで支援内容を考えていきます。
- 本人の意思決定を支援し、その結果を反映した担当者会議や個別支援会議が行われる相談支援の体制をつくります。

③自己決定を支えるための合理的配慮

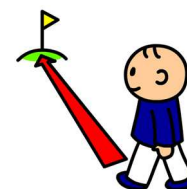
- 合理的配慮をすすめるためには、本人理解が必要です。サポートファイルを活用し、過去の支援方法を確認しながら本人に合った合理的配慮の方法を検討していきます。
- 支援が必要な子どものライフステージに対応する一貫した支援体制づくりをすすめるため、教育現場をはじめとする関係機関すべてがサポートファイルの情報を共有することを基本とし、支援者が共通理解したうえで支援の方法を工夫していくことが当たり前になる仕組みをつくります。
- 本人が「こうしたい」と思ったことを、支援を受けながら実現することができる体制をめざします。プランを作成する人や支援する人が本人と一緒に考え、進めていく仕組みをつくっていくため、支援者の研修を行っていきます。



(5) 南あわじ市は、途切れることのない 支援体制の整備・充実をめざします

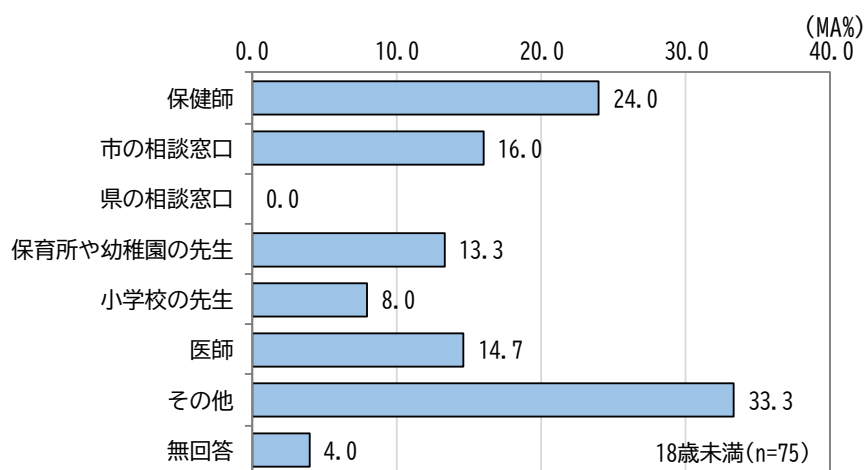


現状と課題

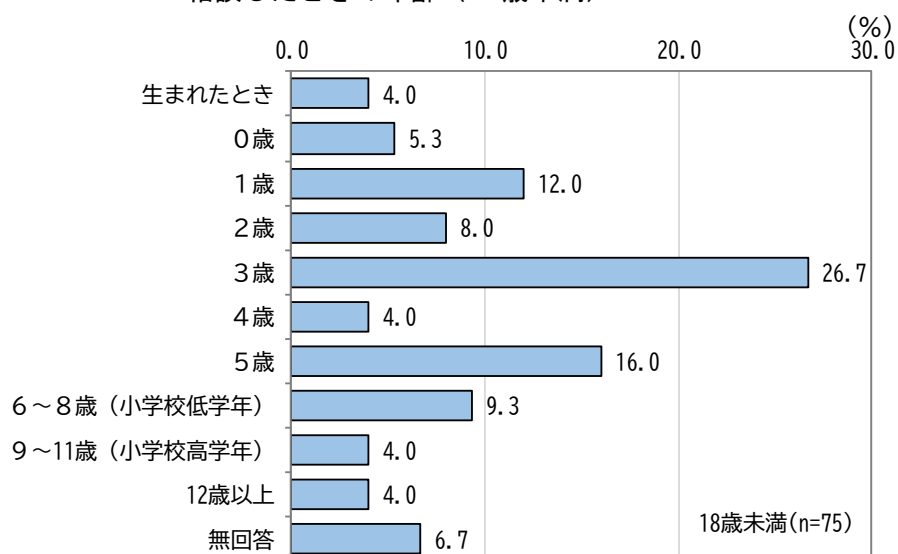


○生きづらさや暮らしの中での不安を感じたときの相談先について、「保健師」が 24.0%、「市の相談窓口」が 16.0%、「医師」が 14.7%、「保育所や幼稚園の先生」が 13.3%となっています。また、相談したときの子どもの年齢は、「3歳」が 26.7%で最も多く、次いで「5歳」が 16.0%となっており、健診のタイミングで相談していると想定されます。

生きづらさや暮らしの中での不安を感じたときの相談先（18歳未満）

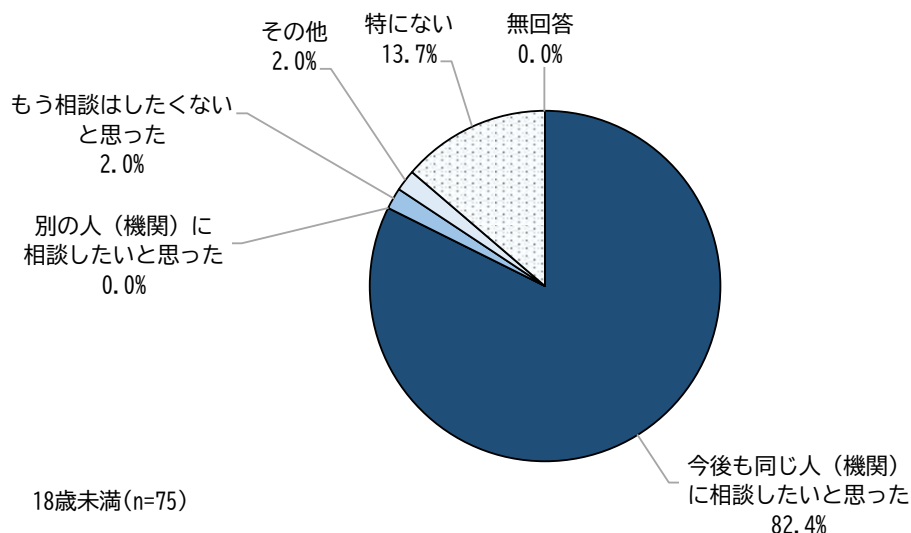


相談したときの年齢（18歳未満）



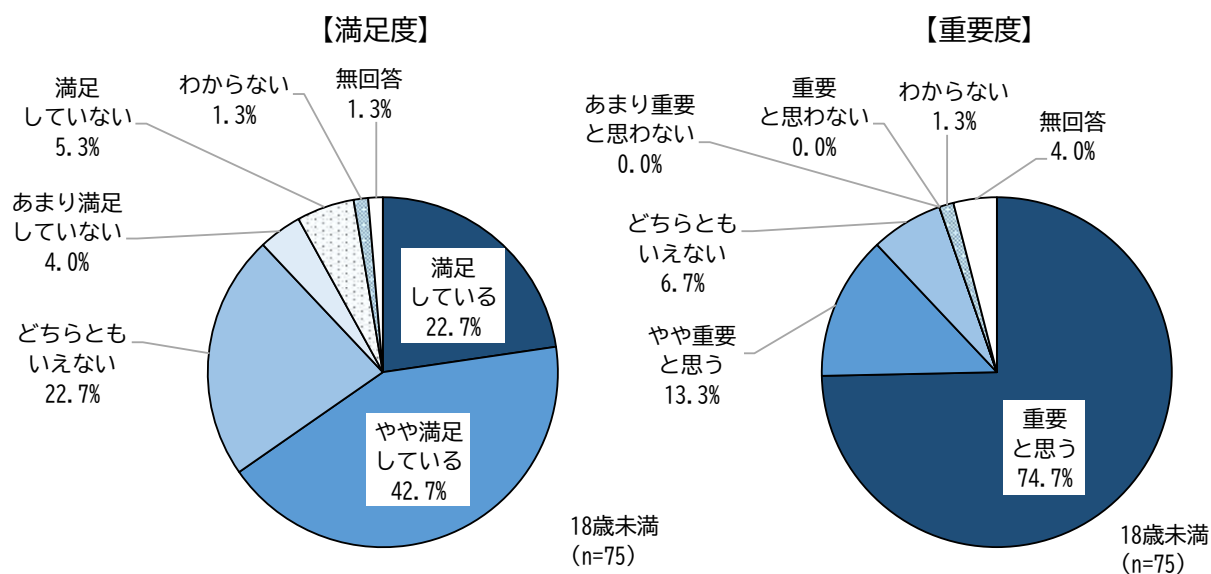
○家族や親せき以外の人に相談したときの感想について、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」が82.4%で最も多くなっています。

家族や親せき以外の人に相談したときの感想（18歳未満）



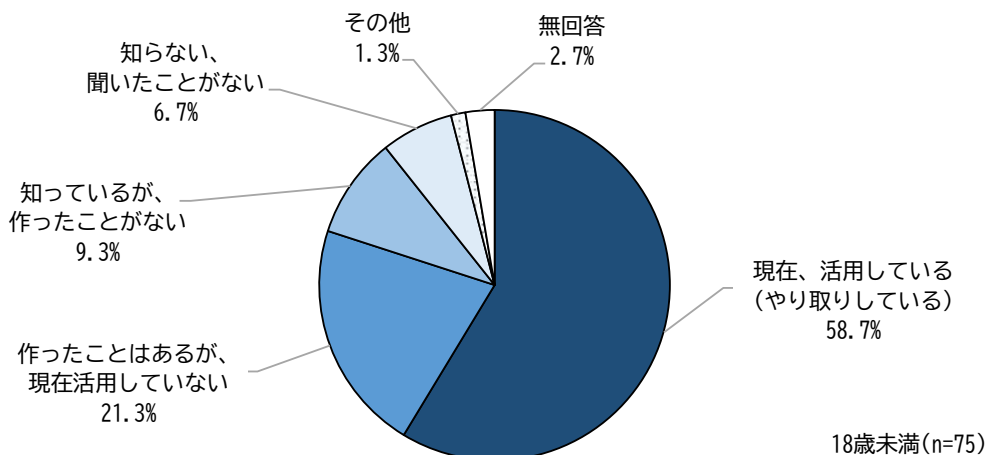
○困ったときに相談がしやすいことの重要度について、「重要と思う」が74.7%で最も多く、次いで「やや重要と思う」が13.3%で、約7割が重要となっており、今後も支援体制の充実が求められます。

困ったときに相談がしやすいこと（18歳未満）

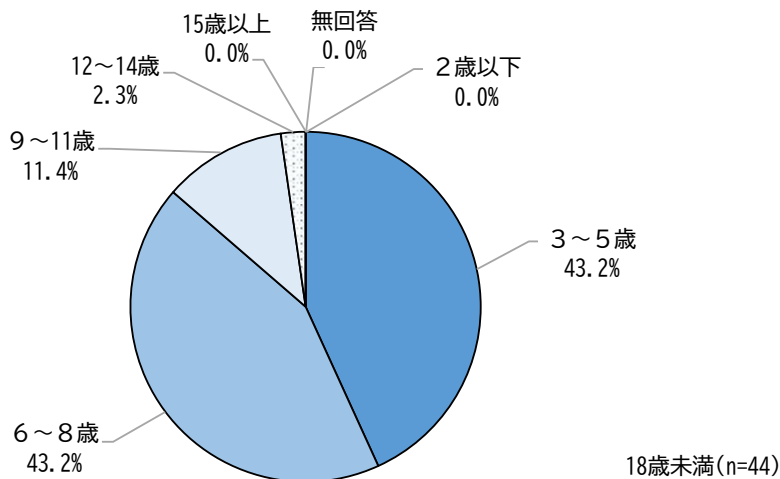


○サポートファイルの活用状況について、「現在、活用している（やり取りしている）」が 58.7%で最も多く、半数以上を占めていますが、「作ったことはあるが、現在活用していない」が 21.3%、「知っているが、作ったことがない」が 9.3%となっています。学校では支援の必要な児童に対し、必要性を伝えて作成してもらっていますが、活用していない人や使い方がわからない人もいるため、これからも重点項目として取り組んでいく必要があります。

サポートファイルの活用状況（18歳未満）



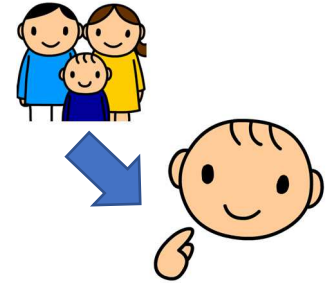
サポートファイルの活用を開始した年齢（18歳未満）



※「サポートファイル」等は、教育や福祉で配慮を必要とするお子さんたちが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるよう、お子さんの日々の成長やこれまで受けてきた支援内容などをライフステージごとに記録・管理できるものです。

○相談支援体制の整備が進んでいますが、障がい児から障がい者、障がい者福祉から高齢者福祉など、制度の枠組みによって必要な支援が途切れることのないよう、チームで支援することをめざしていく必要があります。また、生活困窮の相談窓口をはじめ、障害福祉以外の窓口で把握した障がいに関する相談が適切な機関につながるよう、制度にとらわれない連携を強化していく必要があります、困りごとを抱えた人が孤立しないような仕組みづくりが求められています。

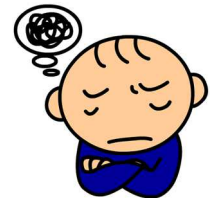
○現在、何かに気づいた段階から、家族の不安に寄り添い、成長し年齢を重ねていく中でも支援が途切れることなく、関係者間で課題を共有しながら子どもたちの成長発達を支援していく体制づくりをめざしています。いろいろな要因が関係しているものや専門的な支援が必要なケースも増えていることから、さらなる相談の質の向上と連携体制の強化を行っていく必要があります。



○児童発達支援センターの設置については、現段階では単独でのセンターとしての設置が難しい状況にあります。その機能を各機関で担うことで支援の体制を取るとともに、設置をめざしていきます。

問題点・課題点

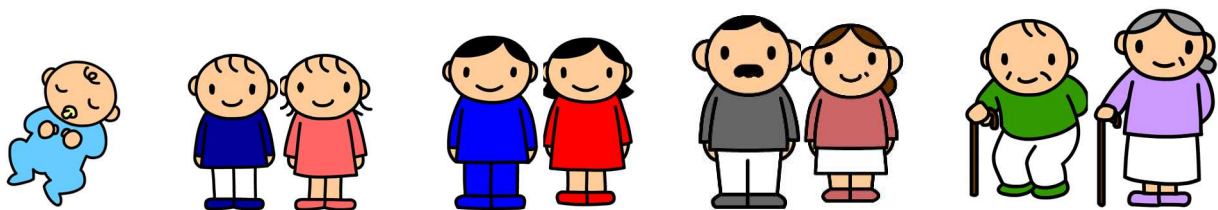
- ・気づきの段階からつながる相談支援
- ・医療・保健・教育・保育・福祉のチーム支援
- ・切れ目のないつながる支援
- ・児童発達支援センターの機能整備



具体的な取組

①制度間の連携体制の充実

- 医療的ケア児への適切な支援のために、保健・医療・福祉に加えて保育、教育機関も含めた協議の場を活用して、チームで協力しながら本人の支援を考えていきます。
- 児童福祉から障がい者福祉、高齢者福祉へと、制度の枠組みによって必要な支援が途切れることのないよう、ライフステージごとに関わる関係機関がチームで支援していきます。
- サービス利用のための相談支援で終わるのではなく、利用がなくても相談をつないでいく体制を整えていきます。



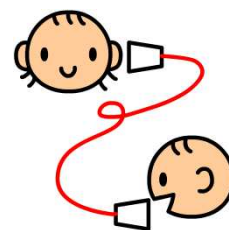
○ニーズに合わせたサービス提供が難しい中でも、フォーマルなサービスにインフォーマルなサービスを組み合わせながら支援がとぎれない工夫を行います。

○支援を必要とする方を早期に相談やサービスにつなげるため、「教育と福祉の協議の場」を利用した義務教育中の関係機関との連携を強化し、一緒に家庭訪問を行う機会を持つ等、早期につながる支援をめざした取り組みを行います。

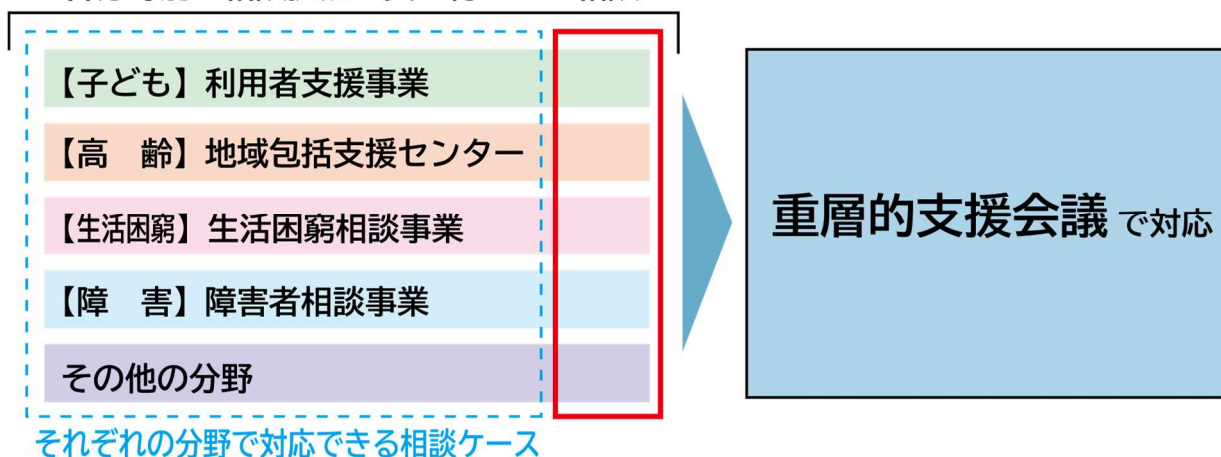
○生活困窮の相談窓口や障がい福祉以外の窓口の相談の中から障がい福祉に関する相談が必要な場合には適切な機関につながるよう相互で連携する仕組みをつくりま

す。○他制度の関係機関が、それぞれの仕組みを知ることができるよう、相談の仕組みを見える化して周知を図り、相互の研修参加をすすめていきます。

○障がい者を取り巻く複合化した課題へも対応する仕組みを作る必要があります。高齢・障害・子ども・生活困窮など分野を問わない包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」の実施を目指します。



各分野別の相談拠点で受け付ける全相談



②切れ目のないつながる支援

○日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の生活と教育を保障するために、学校や保育所等に看護師等を配置できる体制整備を行い、本人が安心して通える環境づくりを継続していきます。

○3歳児健診、5歳児健診などで発達が気になる子どもや保護者の相談に対応し、専門家による個別の発達支援相談や、遊びを通して発達支援を行う遊びの教室等の支援を充実します。健診から必要な支援がつながるよう、情報を丁寧につなぐ仕組みをつくりま

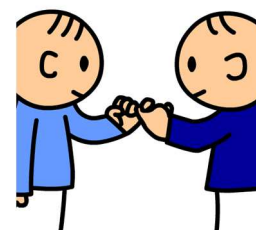
す。○児童発達支援センターの機能整備を行います。個別の支援を検討する機会を持つだけでなく、保育所や学校内での全体を見渡した人と物の両面からの環境整備について、兵庫発達支援センター等の専門機関によるコンサルテーションを取り入れながら環境全体を整えていく体制を検討していく仕組みをつくっていきます。

○制度を使わない相談（委託相談）の周知を図り、医療の療育やサービスにつながらない人の相談が孤立しないよう仕組みを作っていきます。

○年齢に関係なく、医療機関や労働現場、地域の方からも、いったん相談を受け止め、そこから必要な相談につながるよう、体制づくりを行います。

○虐待の早期発見・未然防止と相談・通報の促進をめざし、日頃から関係機関や地域の住民に必要な情報共有を行います。虐待への具体的な対応後

も、虐待が起きた背景や経緯などに目を向けながら、虐待者・被虐待者それぞれに対する継続的な支援を行う体制をつくっていきます。



③地域で暮らす市民としての支援体制

○「重度障害者登録カード」をツールとして、医療的ケア児や重度障がい者の医療情報の整理を行い、関係機関が連携できる体制づくりを行います。本人が安心して健康に暮らせる環境づくりをめざし、定期的に、かかりつけ医や救急時搬送医療機関、淡路広域消防をはじめとする関係者間の情報共有を行うことにより、福祉制度及び地域の医療体制等、各支援体制の見直しを随時行っていきます。

○インクルーシブ教育システムの推進を児童に関わる現場の共通認識として、誰もが育ち、学ぶ、環境調整や関係づくりの体制整備を進めます。

共に認め合い、育ち合うまち

